

令和6年度第2期

おかえり山梨県復職支援選考採用試験案内

山梨県では、過去に山梨県職員として一定期間の職務経験があり、結婚・出産・育児・介護・転職などの事情により退職された方を対象に、原則として退職時の職種及び職位（退職後の経歴その他を勘案）で再度山梨県職員に採用する令和6年度第2期おかえり山梨県復職支援選考採用試験を実施します。

受付期間	令和6年8月13日（火）～10月18日（金）
試験日	令和6年11月上旬（別途指定）
採用予定日	令和7年1月6日（以降、令和7年4月1日までの間）

1 試験職種、採用予定人員及び主な職務内容

- (1) 試験職種 全職種（医師及び歯科医師を除く）
- (2) 採用予定人員 各職種 若干名※
※欠員状況等により、選考を実施しない場合がありますので、受験を希望される方は、必ず5(1)問い合わせ先までお問い合わせください。
- (3) 主な職務内容 本庁及び出先機関等において、各職種に応じた職務に従事

2 受験資格

- (1) 山梨県職員（技能労務職員、教員、学校事務職員、学校栄養職員、警察官、警察職員、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く）を退職した者のうち、次の①から⑤の全てに該当する者
 - ① 採用予定日が山梨県職員を退職した日の翌日から起算して10年以内である者
 - ② 昭和39年4月2日以降に生まれた者
 - ③ 山梨県職員の退職勧奨に関する要綱第4条の規定による退職勧奨を受けて退職した者ではない者
 - ④ 山梨県職員として3年以上（休職、停職、育児休業その他の休業期間を除く）の職務経験（次の職務経験を除く）を有する者
 - ・ 地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
 - ・ 地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
 - ・ 地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
 - ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
 - ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の規定による任期付職員
 - ・ 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条の規定による任期付研究員
 - ・ 国家公務員を割愛退職後、引き続き山梨県職員に割愛採用された職員
 - ⑤ 対象となる職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

① 日本国籍を有しない者（保健師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、職業訓練指導員、栄養士、司書、学芸員及び文化財主事を除く）

② 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 保健師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、職業訓練指導員、栄養士、司書、学芸員及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

③ 同一年度内に複数回にわたり受験の申込があった者

3 試験日及び試験会場

地震、台風等の災害等により、試験日や試験会場が変更になる場合があります。変更する場合には山梨県 総務部 人事課のホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/jinji/index.html>) に掲載しますので、試験前日及び試験当日に必ず最新の情報を確認してください。

(1) 試験日 令和6年11月上旬の別途指定する日時

(2) 試験会場 山梨県庁防災新館（山梨県甲府市丸の内一丁目6-1）

※申込の状況により会場を調整させていただくことがあります。

4 試験の方法

試験種目	配点	内 容
書類選考	50点	申込書類により、退職後の学歴・職務等経歴及び在職時の勤務成績を踏まえ、職務遂行能力等を評価
人物試験	50点	表現力、積極性、職務遂行能力等についての個別面接を実施

5 受験手続等

(1) 問い合わせ先・選考採用試験申込書請求先・申込先

山梨県 総務部 人事課 人事担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（県庁本館4階）
電話 055-223-1372
FAX 055-223-1379

(2) 申込書類

令和6年度第2期おかえり山梨県復職支援選考採用試験申込書について、申込先まで下記の(3)の申込方法のとおり直接持参するか、又は郵送してください。

※申込の際には、申込前6か月以内に撮影した写真（タテ4cm×ヨコ3cm、

上半身脱帽、正面向きのもの)を2枚(同一のもの)用意し、申込書及び後日送付する受験票に貼り付けてください。

(3) 受付期間及び申込方法

受付期間	令和6年8月13日(火)から令和6年10月18日(金)まで	
申込方法	持参の場合	令和6年8月13日(火)から令和6年10月18日(金)まで午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。
	郵送の場合	封筒の表に「選考採用試験」と朱書きし、 <u>必ず簡易書留郵便</u> としてください。 令和6年10月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票について

- ① 受験票は、受験番号を付して、令和6年10月29日(火)までに令和6年度第2期おかえり山梨県復職支援選考採用試験申込書にある連絡先に到着するよう郵送します。それまでに受験票が到着しない場合は、必ず問い合わせ先に照会してください。
- ② 受験票は、試験当日必ず持参してください。受験票に写真のない者は受験できません。

6 合格者の決定方法

選考採用試験の合格者は、試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、試験種目等にはそれぞれ一定の基準があり、一つでも該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。

7 合格発表

発表日、発表方法は試験当日に連絡します。

この案内に定める選考採用試験の合格者は、後日、人事委員会において採用が決定されます。

8 合格者の採用

人事委員会において採用が決定された者は、原則として、令和7年1月6日に採用します。

※採用日については、令和7年1月6日以降、令和7年4月1日までの間で応相談

人事委員会において採用が決定された者の採用時の職位は、原則として、退職時の職位をもとに、退職後の経歴その他を勘案して決定します。

人事委員会において採用が決定された者の給料月額(初任給)(地域手当を含む)は、原則として、退職時の級号給をもとに、退職後の経歴その他を勘案して決定します。

9 その他

この選考採用試験の試験成績は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第

19条の規定により、簡易な手続きによる保有個人情報の提供の申出をすることができます。

なお、電話、はがき等による申出では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、平日の午前9時から12時、午後1時から5時の間に提供場所に直接お越しください。

提供する内容	提供期間	提供場所
試験種目別得点、総合得点及び順位	合否通知を発送した日から1か月間。	山梨県総務部人事課 (山梨県庁本館4階) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

※ 注意事項

- ・ 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。
ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- ・ 試験当日は、受験票を持参してください。
- ・ この採用試験の実施に関して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- ・ 試験会場には駐車できません。公共交通機関を利用してください。また、送迎等のための試験会場への車の乗り入れ、試験会場周辺での駐停車もご遠慮ください。